

ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業についてのお知らせ

国の令和2年度第2次補正予算（令和2年6月12日成立）により、児童扶養手当受給世帯等に対して支給するひとり親世帯臨時特別給付金について、本市におきましても給付に向けて準備を進めております。

1. 給付対象者

- ・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童
 - ・20歳未満の障がいをもっている児童等
- を監護しているひとり親（養育者等を含む。）で、次に該当する方

(1) 児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります
- ③申請時点において受給資格者であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当受給の対象となる水準に下がった方

(2) 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付（追加給付）

上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申出があった方

2. 支給額

- (1) 基本給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- (2) 追加給付 1世帯5万円

3. 申請及び給付の方法

【申請手続】

給付対象者①の方は、申請は不要です。給付対象者②、③の方及び追加給付に該当する方は窓口での申請が必要となります。給付対象者②の方は8月から、③の方は9月から受付を開始します。

【給付方法】

原則、金融機関への口座振込による給付となります。8月末以降、順次給付金の給付を行います。

4. 申請期限

令和3年2月26日